

## 計画書

### 東播都市計画地区計画の変更（加西市決定）

都市計画西笠原町地区地区計画を次のように変更する。

	名称	西笠原町地区地区計画
	位置	加西市西笠原町及び三口町の各一部
	区域	計画図表示のとおり
	面積	約 5.7ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本市の南部、下里地区の中心に位置し、国道 372 号に接しており、北条鉄道法華口駅に近接するなど、加古川市や姫路市からアクセス至便な交通結節拠点となっている。また、本地区周辺には、下里小学校、加西特別支援学校、下里郵便局などの公共施設が集積しており校区の中心拠点である。加西市都市計画マスタープランでは地域拠点及び土地活用促進地区の既存集落活力向上型に位置付け、職住近接のまちづくりや住宅地整備の支援を進めるとしている。</p> <p>本地区計画により、活力低下に抗する地域の求心力となる商業施設の再整備や住宅地整備を図り、既存集落の良好な住環境の整備を進めることで、地域拠点としてのまちづくりを進めていく。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺地域の住環境や営農環境の保全に配慮しつつ、無秩序な街区形成を防止し、地域拠点にふさわしい施設整備と活力向上に資する適切な土地利用を進める。</p> <p>主に商業施設の再整備を図る地域交流拠点地区、住宅地整備を図る新規住宅地区、既存集落の活力向上と職住近接のまちづくりを進める既存集落地区に細区分し、適切な土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区を含む地域拠点における良好な環境を形成し維持するため、区画道路及び緑地を適切に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地域拠点と周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び建築物の緑化率の最低限度を定める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 (配置は計画図表示のとおり)	名称	幅員	延長	
			1号道路	6 m	約 260m	
		公園 (配置は計画図表示のとおり)	名称	面積		
			1号緑地	約 400㎡		
	地区の細区分	名称	地域交流拠点地区	新規住宅地区	既存集落地区	
		面積	約1.1ha	約1.1ha	約3.5ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。  ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物又は建築物の部分に対しては、この規定は、適用しない。</p>			
			(1) 日用品の販売を主たる目的とする店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもののうち、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める次の中分類コード及び小分類コードのうちいずれかに該当する業種であると市長が認	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)の項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(ハ)の項第5号に掲げるもの (3) 休憩所、公衆便所又はごみ置場の上家 (4) 前各号の建築物に附属するもの	(1) 建築基準法別表第2(イ)の項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(ハ)の項第5号に掲げるもの (3) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以内のもの (4) 工場(建築基準法別表第2	

			<p>めるもの</p> <p>ア 56 各種商品 小売業</p> <p>イ 58 飲食料品 小売業</p> <p>ウ 603 医薬品・ 化粧品小売業</p> <p>(2) 建築基準法別 表第2 (い) の項 第1号、第2号又 は第3号に掲げ るもの</p> <p>(3) 建築基準法別 表第2 (は) の項 第5号に掲げる もの</p> <p>(4) バス(道路運送 法(昭和26年法律 第183号)第3条 第1号イの項に 規定する一般乗 合旅客自動車運 送事業又は同法 第78条第2号に 規定する自家用 有償旅客運送の 用に供する道路 運送車両法(昭和 26年法律第185 号)第2条第1項 に規定する道路 運送車両をいう。 以下同じ。) の停 留所の上家</p> <p>(5) 道路案内所又 は観光案内所</p>	<p>(る)の項に掲げ るものを除く。)  でその用途に供 する部分の床面 積の合計が600㎡ 以内のもの</p> <p>(5) 倉庫(倉庫業 を営むものを除 く。)でその用途 に供する部分の 床面積の合計が 600㎡以内のもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 建築基準法別 表第2 (は) の項 第4号に掲げる もの</p> <p>(8) 休憩所、公衆 便所又はごみ置 場の上家</p> <p>(9) 前各号の建築 物に附属するも の</p>
--	--	--	--	--

		<p>(6) 休憩所、公衆便所又はごみ置場の上家</p> <p>(7) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以内のもの</p> <p>(8) 工場（建築基準法別表第2（る）の項に掲げるものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>		
	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡とする。ただし、バスの停留所の上家、休憩所、公衆便所若しくはごみ置場の上家、道路案内所若しくは観光案内所の敷地、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物の敷地若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物の敷地又はその敷地の部分に対しては、この規定は、適用しない。		
	建築物の高さの最高限度	12mとする。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物又はその部分に対しては、この規定は、適用しない。		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、敷地面積が180㎡以上のものに限り、1m以上とする。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物の敷地若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の		

			建築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物又はその部分に対しては、当該規定は、適用しない。		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物の形態又は色彩その他の意匠については、周辺環境との調和に配慮したものとし、詳細については次のとおりとする。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物又はその部分に対しては、当該規定は、適用しない。</p> <table border="1"> <tr> <td>外壁及び屋根の色彩</td> <td> <p>(1)マンセル色票系において、赤(R)又は橙(YR)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度6以下とする。</p> <p>(2)マンセル色票系において、黄(Y)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度4以下とする。</p> <p>(3)マンセル色票系において、その他の色相を使用する場合は、おおむね彩度2以下とする。</p> </td> </tr> </table>	外壁及び屋根の色彩	<p>(1)マンセル色票系において、赤(R)又は橙(YR)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度6以下とする。</p> <p>(2)マンセル色票系において、黄(Y)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度4以下とする。</p> <p>(3)マンセル色票系において、その他の色相を使用する場合は、おおむね彩度2以下とする。</p>
外壁及び屋根の色彩	<p>(1)マンセル色票系において、赤(R)又は橙(YR)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度6以下とする。</p> <p>(2)マンセル色票系において、黄(Y)系の色相を使用する場合は、おおむね彩度4以下とする。</p> <p>(3)マンセル色票系において、その他の色相を使用する場合は、おおむね彩度2以下とする。</p>				
		建築物の緑化率の最低限度	<p>建築物の緑化率の最低限度は、次のとおりとする。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物の敷地若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物の敷地又はその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。</p> <table border="1"> <tr> <td>敷地面積が1,000㎡以上のもに限り、5%とする。</td> <td>敷地面積が1,000㎡以上のものに限り、10%とする。</td> </tr> </table>	敷地面積が1,000㎡以上のもに限り、5%とする。	敷地面積が1,000㎡以上のものに限り、10%とする。
敷地面積が1,000㎡以上のもに限り、5%とする。	敷地面積が1,000㎡以上のものに限り、10%とする。				

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

## 理由書

本地区周辺は、既存宅地制度にて建築されたスーパーマーケットや小学校、郵便局など教育施設、生活サービス施設が集積する小学校区を中心拠点である。国道 372 号と主要地方道高砂北条線が交差する交通利便性の高い位置にあり、加西市都市計画マスタープランでは地域拠点及び土地活用促進地区の既存集落活力向上型に位置付けており、職住近接のまちづくりや住宅地整備の支援を進めるとしている。

しかし、令和 3 年 2 月にスーパーマーケットが撤退、建築物を除却したことから、商業施設の立地が困難になり、それを起因として地域の求心力が薄れ、小学校区全体の活力低下が顕著になっているため、上位計画で掲げる目標の実現が困難になっている。また、太陽光発電施設の集落内への無秩序な設置による不良な街区の環境の形成のおそれについて懸念されている。

それらの課題に対応するため、当該地域では商業施設と住宅地の誘致による活力再生まちづくり活動を進めることになった。これら地域主体のまちづくりを推進するため、令和 4 年 10 月に本地区計画を決定した。

商業施設や住宅地の誘致が難航する状況下で、市場のニーズや環境の変化に対応するとともに、幹線道路沿道の立地条件を活かした拠点づくりができるよう建築物等の用途の制限を変更する。